伊丹市環境基本計画(第3次)の策定について

資料(2)

市・事業者・市民の役割

【計画の位置づけ】

伊丹市環境基本計画(第3次) は、伊丹市環境基本条例の規 定に基づき、市・事業者・市民 が協働して作成する計画です。

伊丹市

- ・環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する。
- ・自ら行う事業の実施に当たっては、環境への負担の低減に努める。

協 伊丹市 環境基本計画



事業者

- ・事業活動によって生じる公害を防止し、自然 環境を適正に保全するために必要な措置を 講じる。
- ・事業活動が環境の保全と密接に関係する ことを認識し、市及び市民と協働して環境保 全に取り組むように努めなければならない。

市民

協

- ・日常生活において、良好な環境を損なうことが ないように努めると共に、環境への負荷低減 に努めなければならない。
- ・日常生活が環境の保全と密接に関係すること を認識し、市及び事業者と協働して環境保全 に取り組むように努めなければならない。

計画期間

第3次環境基本計画 2021年~2028年度(8年間)

	年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
411	第2次環境基本計画									
4	第3次環境基本計画									